

1 開 会

(小川林業振興課振興担当課長) 定刻の3分前でございますが、委員の皆様と予定されている出席者全員おそろいようですので、開始とさせていただきます。

ただいまから令和2年度第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます林業振興課、小川でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ、また本日は足元の悪い中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、橋浦委員が所用のため欠席と伺っておりますが、開会時点におきまして10名中9名の委員に出席いただいておりますことから、本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により、この会議が成立していることを報告いたします。

また、本日はお手元の委員名簿の裏面のとおり、県庁の事務局の職員と現地機関の担当者が出席しておりますが、時間の都合上、書面での紹介に代えさせていただきます。

2 議事内容

(1) いわて環境の森整備事業の施工地審査について

(小川林業振興課振興担当課長) それでは、会議を進行いたします。今回の委員会は、次第でございますとおり、(1)、いわて環境の森整備事業の施工地審査について、(2)、いわて環境の森整備事業施工地現地調査に関する分析報告について、(3)、いわて環境の森整備事業モニタリング調査中間報告について、(4)、令和3年度以降のいわての森林づくり県民税事業評価委員会の運営についての4項目を予定しております。

議事の進行につきましては、本委員会の設置要綱に基づき、國崎委員長にお願いいたします。委員長、よろしくお願いいたします。

(國崎貴嗣委員長) それでは、今日はふだんよりも議題の数がちょっと多いということもありますし、特に4番というのが次年度以降のこの事業評価委員会の運営の仕方をちょっと変えていくということで、委員の皆様からいろんな御意見をお伺いしたいということで、その部分をできるだけ時間を取ることができればというふうに思っておりますので、順次進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の(1)番、いわて環境の森整備事業の施工地審査について、事務局より説明をお願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.1に基づき説明】

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。

以前からもそうなのですけれども、今回特に所有者さんの人数の割にはあまり面積が大きい、1人当たりの申請面積にすると1ヘクタールに満たないというような施工地が今回割と多めだなということで、なかなかやっぱりこういう働きかけも大変になってきているのかなというのがうかがえるわけですけれども、ただいま御説明いただいた新規で5件、それから追加申請2件、合わせて7件の施工地について、何か御質問、御意見。

佐藤委員、どうぞ。

(佐藤重昭委員) 11ページと13ページと19ページなのですけれども、整備方針の中で「表土の流出が見られる箇所については、間伐材を有効利用した土留柵の設置を行う」と書いてあって、これ前も多分あったような気がするのですけれども、ほかのところは「間伐材が転落・移動しないように集積には十分配慮する」というふうになって、この違いがなぜあるのかということと、土留柵は具体的にどんなものなのかということと、うちも過去に自分の山を環境の森整備事業で施工していただいたのですが、非常に丁寧に間伐した木を木の根元にきちんと置いて、きれいにして終わっていただいているのですけれども、正直どうしてもそうやって腐っていくわけですけれども、土留柵とか造っていただければ、少しは有効利用できていいのではないかなと思うのですが、手間も多分かかるとは思うので、その辺も含め、ケース・バイ・ケースなのかもしれませんけれども、ちょっと具体的に教えていただければと。よろしくお願いします。

(鈴木林業振興課主査) 柵の設置の考え方についてと、柵がどのようなものかという御質問でございましたが、柵の設置については、一応全ての施工箇所において表土の流出が見られるような箇所については土留柵を設置してくださいねというようなお願いはしてございます。実際のところは現地の状況に合わせて、表土の流出が著しいような箇所について柵を設置していくことになります。

今回宮古からの2件にそのような記載が書かれてございますけれども、宮古地区は御案内のとおり傾斜がきつい山が多いということもありまして、必要に応じてそのような土留柵を設置していくという方針で、ここに記載させていただいているものでございます。

それから、柵の形状につきましては、実際にこの作業で生じた間伐材を利用いたしまして、番線と間伐材を使って、現地で組み合わせて施工するというようなものを施工しております。

それから、環境の森整備事業で丁寧に施工されているというような話がございました。基本的には、切った木についてはその場に残置させていただくことになります。一方で、

使えるものについては使っていただいて構わないということにはしておりますが、どうしても手入れ不足の山の間伐材ですので、非常に径も細く、なかなか有効に搬出して利用するにはその経費もかかってしまうのでということで、現地に残置することが一般的になってございます。現地に残置する際には、やはり整備方針の2番に、皆さんに書いていただいておりますとおり、切った木が下流に流出して、それで何らかの災害を起こすことはあってはならないということで、転落しないようにきちんと配慮するようという指導をしております。

(佐藤重昭委員) ありがとうございます。

(國崎貴嗣委員長) ほかいかがでしょうか。質問、御意見、何でも結構ですので、よろしく願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

(佐藤貴美子委員) 受付番号20—068の追加分についてなのですがすけれども、ヒノキ25年生、こちら0.37ヘクタールなのなのですがすけれども、林相の状況に「ヒノキ林ではつるや雪害木が見られる」とあります。この面積で50%の強度間伐を行って隙間ができると、将来的に雪害木や風倒木の加速につながる可能性がちょっと心配なのなのですがすけれども、いかがでしょうか。

(鈴木林業振興課主査) ヒノキ林の話だだと思いますけれども、今回のヒノキ林0.37ヘクタールで50%間伐を行わせていただきますけれども、先ほど佐藤委員の別の質問でもお話しさせていただきましたけれども、手入れ不足の山ですので、どちらかといえば非常に細い木を中心に一律に切るわけではなくて、細い木を選んでというか、定性間伐と我々言っておりますけれども、生育の悪いものを中心に間伐してまいりますので、恐らく雪害ということはあまり考えにくいかなと。これまで約15年この事業をやっておりますけれども、間伐後に大規模に雪害が発生したという箇所は今まであまり報告を受けていないので、そのような形で太いものを残して、細いもの、非常に生育の悪いもの、中には例えば隣の木が30センチぐらいの直径があっても、隣の木は10センチとか、10センチ未満というようなものもございますので、そういった細いほうを切ってまいりますので、大規模に雪害が発生するという事はあまりないのかなというふうに考えております。

(佐藤貴美子委員) それに対してなのなのですがすけれども、例えば周りの環境がいろんな条件がそろった場合に、将来的にはあり得るということは考えなくても……。

(鈴木林業振興課主査) 周りの状況がそろえばあるかもしれません。例えばよく雪害被害地で見るのは、くぼ地になっているような場所、山の中でくぼ地になっているような場

所は雪が積もりやすく、雪害起こることが多々ございますが、この場所は起きないかなとは思いますが、条件によってはこの場所ではないそういった雪害が起きやすいような地形になっている場所ですか、雪の通り道になっているような箇所ではあり得るかもしれませんし、ふだん雪が降らないようなところだと起こり得る可能性はございますが、先ほども申し上げましたとおり、なるべく立派な木を残して整備をしているので、雪害が発生する可能性は、雪害発生しているという事例はこれまで少ないという状況です。

(佐藤貴美子委員) では、現地にそういう立派な木もたくさんあると考えてもよろしいのでしょうか。

(鈴木林業振興課主査) そうですね。この17ページの写真見ていただきますと、手前の木は割と太めの木ですが、そこから右斜め奥に行くと細い木がひよろひよろと残っているという状況です。こういった、いかにも細いような木を中心に切っていくことになります。

(佐藤貴美子委員) 承知しました。ありがとうございます。

(國崎貴嗣委員長) 御心配はあるかと思うのですが、基本的には間伐をしないと、間伐というか、混交林誘導伐をしないと、引き続きそういう雪害とか、あるいは強い風、風害などに脆弱な状態がずっと続くということなので、この機会に整備をして幹が太くなるようにというような成長を促すことで、雪害にだんだんと強い樹径にしていくという、そういう効果も期待されますので、やはりここは整備をするという、こういう雪害木が見られるからむしろしないほうがいいのではないかとではなくて、多分雪害が激しく激害として起きているというわけでは多分ないと思いますので、この写真を見る限りですね。なので、ここはやっぱり整備をするというほうが基本的には望ましいのかなと。

事務局からも説明ございましたけれども、人工林といっても同じ年齢といっても、木の育ち方というのはかなり違って、ものすごいひよろひよろのものから、かなりよく、よくこんな状態でこんなに太くなったねというような木まで様々ばらけますので、御説明があったとおりで、その中の細いものなど、しかも配置を考えながら、特定のところでそういう切った木で大きな穴が空くようなというような切り方をするわけではないはずですので、そういうふうに雪害とかが起きにくいような形で整備がされていくというふうに考えられますので、御心配かもしれませんが、結果的には私もずっともう14年この委員させていただいていますけれども、そういう雪害とか風害で大変なことになったというようなことは私も確かに聞いたことはありませんので、まあまあ大丈夫なのかなというふうには思っております。というので、ちょっと私が長くしゃべってしまいましたけれども、よろしいですか。何かありますか。

(佐藤貴美子委員) 逆に直径が太いもののほうが風の影響というのは大きいと思うのですが、雪だったら枝が太いとかというのは分かるのですけれども、そこに積もって折れるとかというのは分かるのですけれども、風とかの影響というのは太いほうが、逆なのではないかなと感じます。

(國崎貴嗣委員長) 1本1本細かく見ていくとという話になると、ちょっと細かいところまで覚えていませんけれども、でも基本的に細いものが、トータル的には細いものがやられやすい。あるいは雪の場合だと、そういうふうな湿った雪が多く積もってしまっていることなので、一番細いひよろひよろの樹高が低いものよりも、それよりもちょっと大きいものだけでも、いわゆる成木というようなものがものすごくやられやすいというのが、実際雪害地などを調査すると、そういうふうなところに特に多く被害が出るということなので、基本的には雪害の場合は太いもののほうがやられにくい。それは、私も演習林で間伐をしていないという林をもうずっと二十数年調査を毎年していますけれども、そこでもやはり同じことで、太いものではなくて、ちょうど中間よりも細いものというのが冠雪害で、二十数年で2回やられましたけれども、そのときどちらも若干細いものというのがやられています。なので、太いものということはない。風害も基本的には同じです。なので、あとは気にするとすれば、ここに要は雪害というのも、湿った雪がただ降るからではなくて、そのときに今日の昼頃ではないですけれども、割と強い風が吹くということもちょうど同じ時期に起きることによって冠雪害というのは起きやすいということですので、そういう風の通り道になるような、要するに列状間伐みたいにどかんと道状に切ってしまうとかというので風を呼び込むとかいうことがないように配慮していけば、その辺りは特に問題ないというふうには言えると思います。

ということで、この話題ばかりしていてもちょっとあれなので、何かありましたら、後で個別にお話しさせていただくとして、ほかございますでしょうか。

「なし」の声

(國崎貴嗣委員長) それでは、今日は議題も多いということで、そうしましたら、今回申請のございました新規5件、追加申請2件合わせて計7件の施工地について委員会として承認するという事によろしいでしょうか。

「はい」の声

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。それでは、ただいま説明があった施工図について、委員会として承認することにしたと思います。

(2) いわて環境の森整備事業施工地現地調査結果に関する分析報告について

(國崎貴嗣委員長) それでは、続いて次の議題に移ります。次は、資料ナンバー2というのに関わる令和元年、2年度のいわて環境の森整備事業の施工地現地調査に関する分析報告書という報告というか、議題でございます。

こちらにつきまして、私がこの資料を作っておりますので、私のほうからちょっと10分ほど説明をさせていただきたいというふうに思います。

【資料No.2に基づき説明】

ちょっと私の説明が長くなってしまって、質疑の時間が足りないかもしれないのですが、何か不明な点がございましたら、遠慮なく、厳しい御意見でも。

若生さん、はい、どうぞ。

(若生和江委員) 國崎先生、今までの事業の結果どうなったかという大づかみのところが非常に分かりやすい説明で、ありがとうございます。森林の状況がどうなったかというところは非常に個別に分かりやすく書いていただいているのですが、一般の県民として見たときに、さらにかみ砕いたそれを踏まえてという説明が加わると非常に分かりやすいのかなと思います。というのは、後で説明に出てくる資料ナンバー4の14ページのところに、そもそもいわて環境の森整備事業はどんな事業で何を目指しているのだけというのを書いてあるのですけれども、これをやって、水源の涵養や県土の保全等の森林の公益的機能の維持増進を図るためにするのですよと書いてあって、いろいろと今変わってきたし、状況がそれにどのくらいどうなっているかというか、確かに効果があるよとか、何年かたったらやっぱりもう一回手を入れないとその機能が十分に発揮できないのではないですかみたいなところの一言が加わると、非常に分かりやすいのではないかなと思うのですが。ここは、ただ調査の報告で終わるのか、それとも大づかみのところまで書き込むのか、その辺りちょっと専門ではないので分からないのですけれども、その分だけが一応知りたいところではないかなと思いながら聞きました。

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。以前平成27年度のとときとか、あるいは昨年度の令和元年度で何回か中間報告的に御報告させていただいたときには、その趣旨のことも多分書き込んでいたと思うのですけれども、ただ私の個人的な見解、私見というようなものをあまり報告書というようにところに書くのはどうかなということで、こういうふうな議事録は多くなりますので、どの人がどういうふうに考えているとかということは、議事録も併せて見る分、意欲のある方は分かっていただけのかなということで、あえて今回の報告書のほうにはこの事業効果として云々というようなことの私見に関わるような部

分というのは書き込まないようにして、できるだけ事実ベースで、事実に基づいた考察の範囲にとどめようというふうに考えております。なので、いずれにしてもどういうふうな森林づくりというのを目指していくのかということのを改めて点検していくという作業は、今後の事業評価委員会、もしくはそれ以外の何らかの場で行っていく必要があると私も考えておりますので、ひとまず分析報告書というこの資料ナンバー2のほうについてはそのように考えて書かせていただきました。

ほかは何かございますでしょうか。そもそも分かりにくい報告書だと思うので、ちょっと何か読むのが大変ということかもしれませんけれども。総じて言うと、事業効果、特に水土保持機能を改善するという点では確実にその効果は発揮しているといっている。ただ、今後20年先まで大丈夫なのかということところは、まだちょっと、そこまで施工地が行っていないこともあるので、そこまではちょっと言えないということと、あともしも目標とする針広混交林というのが林冠層で針葉樹、広葉樹が入り交ざるということを目指すのであれば、そこには1回の混交林誘導伐だけではいかないだろうというのは、私個人としてはそうは思っていますけれども。その辺りが今回の施工地現地調査から読み取った、推測できるところなのかなということでもあります。

よろしいでしょうか。むしろ次のモニタリング調査のほうの方がより詳細な、写真を見てとかではなくて、きちっとした、きちっとしたと言うと何か私がいかがげんなことをやっているような感じになっておりますけれども、そういうことではなくて、本来的な森林に関する継続のという方法に基づいて行われているモニタリング調査のほうを併せて見ていただいたほうがより分かりやすいかなと思いますので、特に御意見ないようでありましたら、この議題（2）のほうはここまでにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

（3） いわて環境の森整備事業モニタリング調査中間報告について

（國崎貴嗣委員長） それでは、続いて議題（3）ということで、モニタリングの令和2年度の調査中間報告ということで、岩手県林業技術センターのほうからお願いします。

（小岩林業技術センター上席専門研究員） 【資料No.3に基づき説明】

（國崎貴嗣委員長） ありがとうございます。非常に詳しく丁寧に説明していただきました。質問、御意見ありましたら、特に御質問ですね、ちょっとここよく分からないとかございましたら、よろしくお願いたします。

(水野匠委員) ちょっと確認なのですけれども、このモニタリング調査、写真のほうを見ると大変分かりやすいのですけれども、これというのは時期というのは毎年同じ時期に行っているものということによろしいのでしょうか。

(小岩林業技術センター上席専門研究員) 写真撮影の時期。

(水野匠委員) そうです。

(小岩林業技術センター上席専門研究員) そうですね、ほぼ同じような8月を中心とした前後と、葉っぱが繁っているような時期、それから前に光の調査もしていましたので、光にうまく適した時期ということで夏場ということになります。

(水野匠委員) 分かりました。

(國崎貴嗣委員長) ほか何かございませんか。
岩田委員、どうぞ。

(岩田智委員) 6ページの下のところに「林分が混みすぎと判断された」とあるのですが、ということは適正だったのに、もう一度間伐をやったほうが良いということなのでしょうか。

(小岩林業技術センター上席専門研究員) そうですね。一般的な林業の指標ということで当てはめてみますと、複数の指標で混んでいるというような値となっているということでございますので、普通に考えるとと言うとあれですけれども、森林施業上は間伐したほうが良いというような状況になっているということだと思います。

(岩田智委員) ということは、もう一度間伐を検討すべきかなということを示唆しているのかなという気がするのですけれども、そういうふうと考えてよろしいのですか。

(高橋林業振興課総括課長) 林業として木材を取っていくということに関しまして、それを目的にする施業上はここで間伐をして、さらに太い木を、販売できるような木を作っていくということでは間伐が適当ということですが、こちらの県民税の事業につきましては、なかなか手が入れられない、所有者等の御都合その他で手が入れられなくて森林が荒廃しているといったところで、公益的などころにこの事業を実施すると。手を入れなくても一定の公益性を確保していくということが一番の目的ですので、その際に間伐をして材を取るような山にしていく、20年の協定の後どのように進めていくかというのは、

これは所有者さんとの方向性の話になってくると思います。ですから、県民税の中では、間伐を県民税でやれば良いという結論のところにはまだいかないと考えているところです。

(岩田智委員) 分かりました。

(國崎貴嗣委員長) このいわての森林づくり県民税のいわて環境の森整備事業は公益林ということで、林業を第一目的とするということではなく、森林の環境保全機能の改善ということで公益林なるものを対象にこの事業を行うということなので、一旦ちょっとやっぱり林業そのものというのは、かなりリンクはしてくるのですけれども、そこは一応分けて議論していったほうがいいのかということ、林業的に見ると混み過ぎであるということでもあります。

ほか何か。若生委員、どうぞ。

(若生和江委員) 今のことにちょっと関連するのですが、以前の評価委員会の中でも20年を経る前にいろんな状況の山があって、ここは何か経済林にしてもよさそうだなと思う山と、本当に行くのも大変、手入れもこの後大変だろうなという、山に戻していったほうがいいのかということ、その違いがあるということを経験委員会の中でも感じてきたところだったのですが、モデルとして今出たみたいにもう少し手を入れて間伐すると生育して経済林になるのではなかろうかというふうなことで、条件がよさそうなどころには持ち主の人にもこういうこともいいのではないかと思うので、こういうやり方をお勧めしますみたいな、ほかの事業と併せて進めていくとか、そういうのが難しいところはまた違う対応するとか、全部一律ではなくて、その次の手みたいなどころを提案していくべき時期にあるのかなというふうに思うのですが、その辺りちょっといろんな御意見をお伺いしたいなと思います。

(橋本林務担当技監) 今回の現場については様々な意見があつて、林業上見ればもう少し手入れしたほうがいいのかというふうな話もありました。我々も20年の協定の関係は、禁伐をしているわけではなくて、必要に応じて択伐というのですか、そういったものをやるのもよしというような形には、話なり指導はしてきたところです。

いずれ今回この報告書が出たおかげで、いろんな少し検討するところもあるのかなというところも、委員長は前から混交林も複層混交林で、今回複層混交林の段階まで来ていると話しましたが、それでよしとするのかどうかということも含めて、今後の在り方もちょっと検討するところも出てきましたので、その辺についてはまた来年以降、そういった形で委員長なり専門の関係の方々意見を聞きながら、対応していくのがありかなということ考えていました。20年協定で禁伐しているわけではなくて、必要に応じては次の間伐なり択伐というのは気にしていますが、ただそこに今の仕組みでは県民税を投入とい

う話にはなっていないくて、国のほうの事業も間伐の対象林齢を上げて、かなりの齢級高いところまで間伐できるような事業も出ていますので、そこはまさにこの事業をやっている事業体ですとか所有者さんと県と協定締結していますので、そういう中でも協議しながら進めていくというのはありなのかなと。

(國崎貴嗣委員長) 若生さん、よろしいですか。

恐らく何らかの形でこういう議論していく場というのが次年度にあると思いますので、またそこでいろいろと御意見いただければと思います。

では、野口委員、どうぞ。

(野口麻穂子委員) 今のまた林が混むという話の続きになるのですけれども、さっき材を取るため間伐は分けて考えなさいというお話がありましたけれども、材を取る、いい材を取りたいというときは、ここでやっている間伐も4割とか、一気に間伐しないで、もっと少ない量ずつ、細かく、間隔をいっぱい開けて年数を様々にして、何回も切っていくというのが理想なのです。ただ、今回のこの事業の場合は公益的機能を維持するために、なるべく手入れしにくい森林でも、公益的機能の維持のためになるべく長いこと林の中が明るい状態をもたせるために、少し強めに切っているという趣旨だと思います。

ただ、そうは言っても、ちょっと今回調査された森林の場合、本数間伐率では4割いつているのですけれども、材積とか胸高断面積とかが2割前後なので、そんなに強くは切れていない状態だと思います。なので、10年たつと相当下がってしまうというのが多分妥当な調査結果なのだろうというふうに感じられます。

また、この林はもう一つ条件があって、伐採したときの年齢が25年で、まだ比較的若いのですね。スギなどの樹木の場合、若いときのほうが間伐した辺りの取った木が、枝が成長して行って、林がふさがってくる早さが早いのです。ですので、伐採時の林齢、間伐を入れた際の林齢によっても、その後の推移が変わってくる場合があります。なので、科学的見地から申し上げれば、伐採時若かった森林についてはやはり20年もたなくて、どこかで間伐が必要になってくるというようなパターンが今後は出てくるかもしれないということが考えられます。事業を20年のスパンで考えるならば、ちょっとその辺はどこかで検討したほうがと個人的に思うところがございます。

(高橋林業振興課総括課長) ありがとうございます。事業の導入当時は、まだこういった強度の間伐ということに所有者さんの方々も抵抗をお持ちだったということで、箇所を進めていくということと並行してやっておりましたので、比較的4割ちょっとというところが多かったというふうに伺っております。

その後調査の結果であるとか、そういったものが出てきて、最近では事業計画にありますように大体5割程度の間伐ということになって、少しずつ上がってきている。今の施業し

ているものが5年、10年たったときには、また少し違うような話になってくるかもしれません。林齢につきましても、幅を少し広げてきた経緯がございまして、来年度以降もそういったものもきちんと見ていく、あるいは奨励していくと。あまり若い木だけではなくて、通常の間伐であれば若い木もということで、委員のおっしゃった施業でありますけれども、高齢になってやったものも環境的な面からいくと効果があるといったことがはっきりしてきた気がしますので、そういったところはまた新しい5年間の中でぜひ実現をしていきたいというふうに考えています。

(野口麻穂子委員) ありがとうございます。

(國崎貴嗣委員長) 野口委員、よろしいですか。

(野口麻穂子委員) はい。

(國崎貴嗣委員長) また、そういうふうな御意見をいただきながら、例えばモデル的にやってみましょうかみたいな、そういうふうなやり取りというのは多分次年度、そういうふうな機会あると思うので、またそのときに御助言いただければというふうに思います。

ほかいかがでしょう。ほかの方。

佐藤委員、どうぞ。

(佐藤重昭委員) さっき若生さんからの貴重な御意見で、今回こうやって最初は経済林として植えたものの、もう手をつけられなくなって、いわて環境の森整備事業で整備して20年ということではあるわけですがけれども、もはや見てのとおりで、必ずしも若齢林とは限らず、50年ぐらいたっているのが結構多くて、そうすると20年たつと萌芽期の時期に入ってくるということで、そのときに20年の縛りがなかった時点では自由ですので、そこでやっぱり所有者に1回聞くという、経済林として切りますか、あるいは環境林としてこのまま環境のためにさらに、その時点で、今までこの審議会で50年たつと林間はもう狭くなって50%強間伐の、もう10年するとまた切らなければならないという話は何回も出てきているわけで、やっぱり20年という縛りがまずどうかなということと、20年たつとちょうど伐期を迎える山も結構この中で出てくるというところで、何を言いたいかという、その時点で所有者の判断を仰ぐポイントになるだろうなということで、その辺もうちょっと、今すぐでなくてもいいのですけれども、そのときにどうするかということはこの審議会で、やはり評価委員会である程度見ておいたほうがいいのかなどと思いました。縛りが20年でなく10年ぐらいにしてみるというのも一つあるし、その辺も含めて今後の課題だななど。これは意見ですので。

以上です。

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。

今日の次の議題のところにもまた絡んでくることで、要するにそういうふうなことを議論したりとかというのをするためにも、この事業評価委員会の在り方もまたちょっと見直していきましようというのがこの次にあるので、佐藤委員のおっしゃることというのは、多分次年度あたりにどこかで議論したりというようなことになるのだろうなというふうには予想しております。

ほかの委員の方、何かございますか。モニタリング調査。

吉野委員、どうぞ。

(吉野英岐委員) この調査結果は、こうやって御報告いただいて我々に来ているのですけれども、所有者さんたちにもこの結果は返していらっしゃるのですか。

(鈴木林業振興課主査) 所有者のほうには、これまで恐らくフィードバックしてきていないので、個別の所有者というわけではなくて、広く今後県民税やって、こういう山に仕立て上がってきていますよというようなことを返していかなければいけないのかなというのを今ちょっと改めて感じたところでございます。

手法としては様々あるかと思えますし、ちょっと来年度の話はまだできませんけれども、来年度、何らかの形で環境の森をやるとこういう山になりますよというようなのは多くの所有者に知ってもらうような機会を設けていきたいというふうに考えております。

(吉野英岐委員) ありがとうございます。

所有者さんたちにもやっぱり関心を持っていただかないと、あとはやってもらったのだからいいやというふうになると、効果も半分ぐらいになってしまうのかなということもあって、山自体の変化もあるのですけれども、所有者さんがやっぱりこういう事業を入れたことで関心を持ったり、あるいは今の自分としては調査できないのだけれども、県がやってくれた調査があるのだったら、それはどのぐらいなのですかということ自分でそれを頭に入れて、では今後どういうふうに手入れをしていこうかなと、例えば20年で考えるべきなのか、10年ぐらいのところ一旦考えていただいて、この後次の10年どうしますとか、やっぱり所有者さんも交代して、相続とかで代わってしまう、あるいは売ってしまう……売るのはいけないのですか、売ってはいけないということはない。それはないのですね。そうすると、所有者さんのほうで知っているかもしれないのですけれども、やっぱり県のこの継続的調査と、人間にそれを返した上で、この山をどうしていきますかというような貴重な資料になっていると私は思ったので、ぜひやった分ぐらいは返してあげてもいいのではないかなと思っていました。御検討いただければと思います。

以上です。

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。

また、ほかにも何かモニタリング調査についての御質問とか御意見あるかもしれませんが、一旦ちょっと議題の4のほうをさせていただいて、その他というので何か追加の分、御質問等あればお願いしたいということで。

(4) 令和3年度以降のいわての森林づくり県民税事業評価委員会の運営について

(國崎貴嗣委員長) 続いて、議題の(4)、令和3年度以降のいわての森林づくり県民税事業評価委員会の運営についてという、こちらのほうにちょっと移らせていただきたいと思えます。それでは、事務局のほうから説明をよろしくお願ひいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.4に基づき説明】

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。

今日は委員会始まってもう1時間40分ほどたっておりますので、ちょっと休憩を挟みましょう。3時20分ぐらいに再開ということで、よろしいですか、事務局のほう。ということで5分ちょっとぐらいですけれども、休憩を挟みたいと思えます。

(休憩)

(國崎貴嗣委員長) 皆さん、お話に盛り上がっているところで大変恐縮なのですが、一応予定しておりました時間になりましたことと、あと委員、事務局含めてお戻りのようなので、再開をさせていただきたいと思えます。

ということで、休憩の前に鈴木さんのほうから詳しく説明していただいた資料ナンバー4のほう、事業評価委員会の運営について、これまでも非常に丁寧にいろんな審議を行ってきたわけですけれども、皆さん御存じのとおり、次年度以降さらにいろんな新しい事業にも取り組んでいくという中で、引き続き同じような仕組みでこの事業評価委員会を運営していくとなると、かなり大変だなというところは事務局だけではなくて、私たち委員のほうも、特に過去にある程度経験のある委員としてはその辺は感じているところでございますので、この提案につきまして、いろんな観点から御意見とか御質問いただきたいというふうに思えます。どこからでも結構ですので、よろしくお願ひいたします。

岩田委員、どうぞ。

(岩田智委員) 3ページと6ページに関係するのですが、3ページの審査方法、県は評価委員会の意見を伺って定めた審査基準により1件毎に審査すると、そして審査時

期がおおむね1か月毎に行うですから、1件毎に許可するのではなくて、これ1件毎に許可するのかわかったら、毎月まとめて審査するというのと、どこが違うのかなということなのですから。

(鈴木林業振興課主査) 1件毎に審査をするという表現は、これまでと同じように施工地調書を1枚ずつ作って行って、それを県のほうで1枚ずつ、また施工地調書以外の部分も当然附属資料として出てくるのですけれども、それを1件毎に審査を行っていくと。それについて出てくるたびに審査をしても非常に大変ですので、ある程度まとめて月一ぐらいに提出の締切りをつくって、それ以降県がまとめて審査をするという表現でございます。

(岩田智委員) ありがとうございます。分かりました。

(國崎貴嗣委員長) ほかいかがでしょうか。全くほかの部分でも構いませんので、よろしく願いいたします。

水野委員、どうぞ。

(水野匠委員) 今回の審査の部分に関連してなのですからけれども、この前1か月にまとめてということですからけれども、特に県の内部に審査会みたいなをつくってとかということではなくて、担当部局の中で担当者がまとめたのを書類として上げて行って決裁をもらっていくというようなイメージなのでしょうか。

(鈴木林業振興課主査) はい、そのとおりでございます。審査会を設けるとするのは検討はしましたけれども、そういった形式は今回取らずに、委員長の意見を伺って、それを付して決裁の流れに乗せていきたいというふうに考えています。

(國崎貴嗣委員長) 若生委員、どうぞ。

(若生和江委員) 今回の事業の1か月毎に早く申請の結果が出て、事業実施に取り組めるというのは非常にいいと思うので、そういう形に変えていくのはいいと思います。

あと、内容が奥地になってきてどうだとか、こんな特徴があるというところが後で確認できるような資料というか説明がいただければ、私たちは施工地審査の形がそういうふうになっても特に心配する点はないのかなと思いますし、委員長さんに1回きちっと目を通してもらうというところで納得する部分もあるので、その状況がこういう特徴が出てきたねとか、こういうことがあったねというところの情報が届くような形で考えていただければ非常にいいことだと思います。

(鈴木林業振興課主査) ありがとうございます。評価委員会の際に、様々審査という形ではございませんけれども、こういった箇所を採択しておりますですとか、こういったところが今県のほうで事業を進める課題になりますというのは委員会のほうに御報告させていただき、様々御議論いただきたいというふうに考えてございます。

(國崎貴嗣委員長) ほかにいかがでしょうか。環境の森の方は長く委員をやっている方は御承知のように、多分一番意見付けてきたのは私なので、私が委員長である間においては、多分事務局としてはむしろ、ああ、うっとうしいなというような意見もたまには出るかもしれませんが、それで逆に審査というか、施工地の選定が甘くなるということは特にないだろうというふうに、変な言い方ですけども、実態としてはそんなに大きく変わることなく、むしろほかの事業等の審議とか意見を出していただくという部分に多く時間を使いたいなという、そういう趣旨だというふうに理解しております。

環境の森整備事業も含めて引き続き何か御意見、御質問ございましたら、よろしく願いいたします。

県民参加の森林づくり促進事業のほう、新しい委員の方はちょっとまだびんとかないというところがあるかもしれませんが、何期か委員やられている方々含め、これも特に3月の事業評価委員会の一番大きな議題ということで、かなり長時間、大きな労力をかけてこれまで審査という形でやってきたものですので、そこは運営から見れば確かにちょっと大きな変化になるというような提案になっておりますが、この辺りなんかいかがでしょうか。特に若生委員とか県民参加のほうは特にいろんな観点から御意見されてきたので、この変更案といいますか、について何かありましたら、ちょっと御指名で申し訳ありませんが、よろしく願いします。

(若生和江委員) 決定の仕方が変更あるのですけれども、どんな事業を県民の方たちが望んでいて、いろんな申請が上がってきて、それについてそれぞれのところから意見を言うという形のベースのところは変わっていないので、よいのではないかなという部分と。

あと別件で、いつも私たちが市町村に行くところというのは、環境の森整備事業の調査のみになるのだけれども、県民参加の森林づくり促進事業を実際にやっているところに伺うということは少なく、現在どんな感じという肌感覚でお話を伺うという機会がなかなかないので、その辺りを逆に市町村のところの一つはそちらを組み入れていただくとかして、意見が出しやすいようになっていくのであれば、よりよいのではないかなと思います。それに十分な時間が取れるのであれば、この変更については特にはないと思いますし、あと県民の人がどう思っているかというところの、そういう意見を拾う場というのを県でつくっていただければいいなというふうに思います。

あと、何でそれが達成されていたかどうかという指標のところについては、おいおい多

分委員会の中で指標の中身とか表し方についても検討していくかと思っておりますので、その辺のところをちょっと慎重にしながら、おおむねはよろしいのではないかなと思っております。

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。例えば現地調査にこういう県民参加のほうの団体さんの取組とかを現地調査のほうで確認させていただくとかというような、いい提案もございましたので、その辺り今後の検討ということで考慮いただければなと思っております。

ほかの委員の方々、県民参加、環境の森以外を含めてどこでも構いませんので、何か御意見あるいは基本的な質問でも構いませんので、よろしく願いいたします。

私もあまり他県のこういうふうな評価委員会というものを詳しく見ているわけではないのですが、確かに幾つか見ていると岩手の事業評価委員会みたいに一つ一つのことを丁寧に審議するというよりは、報告書が上がってきたものについて報告、了承といいますか、何かそういう形で運営しているような、あまり委員が何か多く意見して、それで事業の取組が何かダイレクトに変わっていくというような感じではない、そういうふうな運営が多いので、でも一方でその年度の取組というのがすごく分かりやすい一つの報告書というふうにとまとまるというのは、それはそれでいいことかなというふうに思いますので、他県でのそういうふうな実情もうまく反映しつつ、引き続き岩手らしさの重要な事業についていろいろと委員が意見していくというような機会は確保されていくというような見直しだと思っております。

どうでしょう。佐藤重昭委員、ぜひ何か御意見、よろしく願いいたします。

(佐藤重昭委員) 國崎先生にしても、吉野先生にしても、若生さんにしても、私としても、もう長く関わらせていただいているので、やっぱり何か県民を代表して事業評価委員会で審議するという一つの責任というか、あったわけですが、今後はそういう相談をいただいて、いいですかみたいな感じで県のほうで全部されるのだということだと、そういうのがなくなって若干、もっとやるということがいっぱい出てくるということですのでけれども、やっぱり審議するというような部分があると、モチベーションが何かちょっと落ちるかなという気も。分からないですよ、皆さんどうか分からないですけれども、もちろん皆さんは責任を持ってやっていらっしゃると思うので、そういう部分が全くなくなるのはちょっとどうかなという部分は若干感じますけれども。若生さんがやっぱり大人の御意見で、何かそれでいいかなと私も思ったので、だから一つでも何か審議するところの部分がある程度、何か所でも、1か所でも残っているといいかなと。全部県のほうにお願いしちゃうと、ちょっとどうかなというのを感じましたけれども。

(若生和江委員) 多分そういうふうなのは残っているのではないかと思って、私は大人の返事をしたものですから、例えば内容のことに關して施策の充実とか拡充とか、こうい

う部分を県民は望んでいるのではないですかという意見を言えるチャンスは増えるのではないかなと思って見たのです。施工地審査の部分と県民参加の森林づくりの部分の決定という部分のみ県のほうが担うことになるというところは違いが出るのだけれども、実際のところそれに関していろんなことを言いながら、一緒に確認をして、納得した結果に持っていきましょうねという部分のところは変わらないのかなと思うので、何か全部ただただ聞くだけの委員会だとほかの委員会と同じになって、ちょっと残念だなと思うところがあるのですが、そういう意味の改革ではないのではないかなと思って、ちょっと今回文章を読んだのですが、いかがなものなのでしょう。

(佐藤重昭委員) 分かりました。そういう風に前向きに考えます。考えることがいっぱい出てくる、それをもっと前向きに。私と吉野先生は、さらに出向しているのですよね。いきなりぼんと資料が出てくる感じ。県民税事業評価委員会のほうはすごく丁寧な進行とか資料とか意見とかがあがる感じは。

以上です。

そういう方向で進めるということでもいいですよ。お願いします。

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。

高橋さんのほうから。

(高橋林業振興課総括課長) 佐藤委員からお話もありましたとおり、特に県民参加の森林づくりにつきましては、実施内容が例えば間伐だとかそういったことだけではなくて、子供さんの教育だとか趣旨が幅広く出てきますので、初めての委員の方もいらっしゃると思いますので、ちょっと御説明すれば、3月のあたりの委員会は一週間に30件から50件ぐらい県内から応募があったものをこちらのほうから提示させていただいて、皆さんの御意見をいただいて、採択、しないも含めまして、かなり御意見がついて、それを団体のほうに伝えて、実施に関連していただいているという現況がございまして、こういったことはぜひ皆さんの幅広いそれぞれのお立場での御経験なり御知識のほうを反映させていただきたいという趣旨で、事前に今後も御意見をいただきたいというふうに考えております。

また、回数につきましては、現地調査2回ということで一応考えておまして、御意見のあったような幅広い現地のほうの視察なりをさせていただきたいというふうに考えていますし、今までは5年間のうちの最後の2年は次期の、次の5年間、この県民税は5年で終了ということになっていまして、それを更新、条例上、延ばしていつているということになっていきますので、最後の2年間はその検討のために回数はすごく多くなると思いますので、忙しくなってくるということですので、またそのときに多くの事業と重複してくるということも考えてございます。

その他報告書のほうには毎年柔軟に検討を考えていく、5年に1度直すということでは

なくて、事業内容につきましても毎年御意見を反映していくというような形で進めていきたいということも書きましたので、そういった意味で必要があれば、この4回のほかに臨時でお集まりいただいて、次の検討をしなければいけないという場面もあるかもしれません。そういった際には、お忙しいところだと思いますけれども、御協力いただきたいというような考えでおります。

(國崎貴嗣委員長) という感じで、佐藤重昭委員の御懸念というか、大変よく理解できますし、一方で若生さん、あるいは高橋さんのほうから御説明いただいたように、確かに最終的な決定というところに環境の森及び県民参加の森林づくり促進事業では、私たち委員が最終的な決定をするというところには確かに関わらなくてはならないという案ではございますけれども、環境の森整備事業であれば、その決まったものについて何か変更というのは確かに間に合わないかもしれないのですが、何か懸念があるもの、例えばモニタリング調査で話題になりましたけれども、もうちょっと間伐率が高いほうがいいのではないかとかというようなことで何か気になるようなことがありましたら、そういうのは次回の委員会でそういうふうな意見を判断していただいて、それをまた以降の実際の実行に反映していくというようなことは当然可能でありますし、県民参加の森林づくり促進事業のほうは、例えば3月の委員会の1週間前ぐらいに事前審査会で集まって、それでまたこれはどうですかみたいなことを前段階でやっていたような作業はなくなるけれども、実際にこの場で委員集まって、これはちょっとここはどうなのだろうというようなことを、例えば強い意見とかを出すというのは引き続き変わらないと。そういったものを踏まえて、事務局のほうでその団体さんのほうにいろいろと相談して、例えばちょっと見直しをということなので、実質的には私たちが決定というようなところまで関わっていないだけで、実質のところはほとんど仕組みとしてそういうふうな柔軟に出直していただくとかというような部分は残った形で、ただ何度も申し上げているように、新しい事業というのも増えていきますので、従来の負担といえますか、というのを維持したままで新しいものやっていると、なかなかやっぱりそれは事務局もそうだし、私たちも大変ですよということ、そこはいい意味で合理化できる部分はしていきましょうという、そういうふうな趣旨だと思いますので、またこういう形で進めていって、ちょっとこれは問題なのではないかとか、ここはちょっとまずくないですかというようなことが出てくれば、そこはそこでまた意見を出しながら改善していくということは高橋さんおっしゃったように可能ですので、そういう形でやっていければなというふうに思っております。

あとは、従来7回ほど行っていた委員会を4回というふうにまとめるというところ、この辺りはどうでしょうか。回数が減れば、何か半分ぐらいになるので、それはいかなものかというふうに思う委員もいらっしゃるかもしれないし、ここは例えば現地調査を2回にするというような形で、むしろ質的には充実しているのではないかと、いろんな御意見があると思うのですが、この辺り何か。

吉野先生、どうぞ。

(吉野英岐委員) 最後に委員長お話しになった回数の減少については、回数が多かったのは2か月に1遍施工地調査をするということが前提になっていたために、当然それは6回ぐらいは最低やらなければいけないわけですから、それが審査方式が変更されるわけですから、回数が減少するのは別に問題ないというか、2か月に1遍やる必要がなくなっただけの話ということだと思います。その分1か月に1回になってしまったので、委員長にかかる負担がすごく増えてしまって、委員長には御苦勞が増えるけれども、やっていただけるのであれば、ぜひ委員長さんの目を見ていただいて審査をやってもらうので、年4回程度はこれは妥当なのではないかと思っています。

あと、全般的には、感覚的なことかもしれませんが、この会議でやってきたことというのはやっぱり入口のチェックが多くて、施工していいのかどうかとか、どれを採択をするのかしないのか、そういう事業の入口においてかなり厳しく、厳しくというか、丁寧に議論してきて、あとはもう決まってしまう現場にお任せしてやって、実際切ってもらったりとか、いわゆる事業を打っていくというのを立ち会うということだったのですけれども、時間がたってきてそういった入口をかなり手厚く見る委員会なのか、それともやっぱりやった後にこれがちゃんと県民に伝わっているのかとか、オーナーさんたちに本当にこれをやったことで意欲の向上や、あるいは森林に対する意識の変化というものが出てきているのかどうかをちゃんと見ていくことも大事なかと、出口論というのでしょうか。入口のところは県庁で大体できるというような、大体と言っては失礼ですけども、県で随分できるので、知見もあるしということであれば、では出口のところを今後この委員会でどういうふうに見ていくか。現地調査もその一つだと思うのですが、本来コロナ等がなければ県民の方に現場を見ていただくような機会がかなり前よりは多く、各振興局単位でもできるのならば、そういうことも考えられるなと思って聞いていました。

今振興局の土木部とか、あるいは県庁の県土整備部さんがダムや水門を造っているのですが、これは非常に今まではきちんと造るということが大事だったのだけれども、今はこれを県の皆さんによく知ってもらおうというようなことで、大学に出前講義においでになったり、何かダム、水門の見学会というのを今なさっていて、わざわざ水門ができる前に人を集めて、上を今なら通れますよとか、こうやって災害から地域を守っているのですよと、これ幾らかかっているか分かりますかとか、杭が何本入っているか分かりますかというクイズみたいなこともしていただいたりで、割と今まで土木工事なんて専門家がやっていて、お金随分かかっているのではないのかなというようなことから、皆さん一人一人にこれ関係あるもので、今ならお見せできるというのを、もう大分見せていただけようになっと思います。県もその辺やり方が変わってきたなと思っていますので、こういった森林のものも、考えてみれば一部の関係者がどうしても中心的にやっていたようなものであるけれども、1人当たり1,000円取っている以上、これはもう県民の本当に血税をいただいている以

上は、ふるさと納税ではないですけれども、3割ぐらいは県民に返すと、何とかのPR等々に使って、この岩手で豊かな森を皆さんの力で一緒に守っているのだということを県民並びにやっぱり山林所有者さんたちにどうしたら一番伝わるようになるのだろうか。そうすればもっと申請も出てくるかもしれませんし、あるいはやった後にオーナーさんたちのほうから、いや、これ本当に効果あるのかねとか、どうやって払っているのですかということや貴重な調査結果を教えてくださいましたが、これはまさにオーナーさんたちにこそこれを知っていただいて、やっぱりほっておくとうなってしまうんですねとか、その後またオーナーさん自身が手を入れてくだされば、何かもうちょっとこういうふうないい点が残るのではないですかというような、あとはやりっ放しではなくてやっぱり山主さんたちにもぜひ積極的に切った後も関心を持ってやっていただくとか、そういったものに委員会自体の力点を動かしていくのもいいのではないかなと思っています。

だんだん山が悪くなってはまずいですし、それから長年お金をいただいている県民に対しても、これはやっぱりなかなかテレビでやっていただけでも、見逃したら終わりだったとか、新聞に載っていたけれども、新聞見なかったから終わってしまいましたというよりは、今だったらもうユーチューブに載せるとか、小さい番組をつくってでもそれが何回も聞き逃し、見逃ししても、あるところにありますので、御覧いただければ幾つかの楽しい、あるいは現場のかなり奥のところ、プロでなければ映像を撮れないようなところを実際に撮ってもらって、実はこうやって切っているのですよとか、切った後こんなふうになるのですよというのが何か県民の方々や山主さんの方々に伝わるような、こういう映像の時代というか、オンラインの時代なので、ぜひぜひそういった工夫も少ししていただくと、私たちが初めて見る映像が見られるのではないかなと思っています、それはすごく楽しみにしていますので、御検討いただければと思います。

以上です。

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。出口論といいますとPRとかコマーシャルの評価といいますか、そこに関わる議論という、この事業評価委員会が始まった頃から度々そういうふうな趣旨の分、御意見というのは出てきたわけですが、確かに吉野先生おっしゃるように、どちらかという最初の入りのところのということを丁寧にやってきてということで、ここはある程度整備できてというか、ある程度淡々と進められるという部分も見えてきている中で、一方でどういうふうな効果があったのかということについては確かに大事な観点だと思いますので、今後そういうふうな形でこの事業評価委員会である議論ができるような形でできればいいのかなというふうに思います。ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょう。

村中委員、どうぞ。

(村中ゆり子委員) 本当に今年からで回数も少なく出ておりましたので、今見ると私が出たのは施工地審査というときだったので、専門的なところが分からなかったのも、何もお話しできないのかなと思っていました。

評価委員会の運営についての要旨ということで最初に出ているように、内容を県民に明らかにし、透明性の確保を図るために設置していますということで、先ほどお話があったのですが、県民のほうにこういうことがなされているということが分かるということなのかなというふうに思ってお聞きしていて、出るタイミングの会議が、きっと違った次の会議のことなのかなと思ったときに、この資料の12ページにある、私はどちらかといいますと、この事業実績のいわて森のゼミナールの森林学習会とか、そちらのほうで恩恵をいただいていたのだなというのが、小学校のホームページにも紹介させていただきましたし、現在は幼稚園のほうで、なのりの里さんのほうの事業でお世話になっていたりということで、このように県民税が使われていたのだな、それを県民として分かっていたなという、すみません、そういうところがこの会議に出てより分かったという部分もありましたので、そういうふうにして使われて、森林の多い岩手ですので、特にこういう税があってこのように使われていて、みんなでこれからも岩手の森林をいいものにしていきましょうというのが、単純に県民の皆さんに分かるような形というところが今まででもやられてきた部分かなとは思いますが、そういうふうになっていければ、この間本当にテレビのCMでも見て、このことだというふうに分かりましたので、そういう機会がどんどん広がっていけばいいのかなというふうに思っていて、私の感想になりますけれども、ようやくお話しできるようになったなと思って、今発言させていただきました。

以上でございます。

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。村中委員、それから先ほどの吉野委員、要するにPRが大事ですよということ、これまでもPRをいろんな形でやってはきていますけれども、いろんなやり方でしていくことが、やはりこの事業の実績とか、あるいは効果というのは、いま一つ県民の皆様はまだ伝わっていない部分というのは確かにあるというのは、長年そのアンケートをしていても大体いつもそういうふうなところで、なかなかそこが認知されていないというのは、また新たなPRの仕方とかを工夫しながらというのは引き続き大事だし、これからその辺りを県のほうでも何かいろいろと御検討いただければありがたいなというふうに思います。ありがとうございます。

ほかの委員の方、どうでしょう。よろしいですか。

岩田委員、どうぞ。

(岩田智委員) 県民を公募する方法なのですが、基本的な評価委員会の現地調査するとき、10名ぐらい県民の方を公募なりして連れていくのはできないのでしょうかと思うのですが、いかがなものでしょう。

(高橋林業振興課総括課長) 可能といいますか、事業としてそういったものを企画していくということは可能だと思います。今現在の現地調査の目的からしますと、こういったところで評価をしていただいて、次の対策を立てるという中で、今事業がどうなっているかというのを委員の方々に御理解していただいて、それを反映するためということにしておりますので、様々な考え方がありますので、その中で組んでいくことというのは可能です。

(岩田智委員) できれば企画していただきたいなと思っております。
以上です。

(國崎貴嗣委員長) ということで、御検討いただければということであります。
ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。御意見。
佐藤委員。

(佐藤重昭委員) 4ページ、さっき言った吉野先生と一緒に、施策の透明性の確保のところの森林・山村多面的機能発揮対策事業で、いわて里山再生地域協議会というところに4年くらい行っているのですが、こっちは3年間継続事業で300万円ですよね。こっちは単年度で100万なのですけれども、ちょっと思ったのですけれども、事務局長さん1人で何十団体だか抱えていて、もういっぱいいっぱいなのです。それで、実際のところ、こっちにも出して、あっちも出している団体もいっぱいあるのです。だから、こっちでも10年以上ずっと出していて、もうちゃんとやっているのです、すごく仕事を取っている団体なんかはもう里山のほうに行ってもらおうとか、あとこちら新しく活動を始めるような団体を見たりとか、何かちょっと里山とこっち、里山に結局県民税がそっちへも出ているから、国の予算も入っているのですよね。いずれにしても、そういうことでちょっと一緒にやれるところはやっていってもいいのではないかなと思ったのです。性質が違うようだけれども、結局すごい団体いますよ、俺もびっくりしました。県内のそういう活動している団体さん、こっちでいうところの県民参加の森林づくり促進事業の団体が結構いると思っただけですけれども、さらにもっといたりして、でもその中でかぶっているのがあって、ちょっとこれは整理して、少しくまぐ連携したほうがいいのではないかなとちょっと感じました。
以上です。

(橋本林務担当技監) 森林・山村多面的機能発揮対策事業と県民参加の関係だと思うのですけれども、明らかに違うのは県民参加のほうは労働に対して賃金が出ないんですけれども、山村多面的のほうは労働に対して賃金がありますということで、その事業の趣旨の違いがありますので、これはこれということで明らかな線引きがそういうところであるの

かと思えますけれども、なかなか難しいところもある、今回いただいた意見については難しいところがあるのかもしれませんが、県の整備課のほうでも窓口をやっていますので、ちょっとその辺に対して今回意見がありましたということをお話しして、整備課のほうの事務局との検討ということは伝えたいと思います。

(國崎貴嗣委員長) そうしますと、ちょっと時間も来ておりますので、実際に事業評価委員会の運営をどのようにやっていくのかとか、そういうふうなところについてはいろいろ必要かと思いますが、一応令和3年度以降の事業評価委員会の運営については事務局案のとおりということによろしいでしょうか。

「はい」の声

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。

そうしましたら、事務局のほうで条項改定等の手続なども進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

(5) その他

(國崎貴嗣委員長) それでは、議題の5、その他ですが、事務局より何かございますでしょうか。

東さん、どうぞ。

(東林業振興課主事) 林業振興課の東と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

私のほうからは、次回の評価委員会の開催日程について御案内させていただきます。次回の第7回評価委員会は3月15日月曜日、10時から16時頃までの開催を予定しております。県民参加の森林づくり促進事業の審査があるため、午前中からの開催となります。会場は、エスポワールいわて大ホールとなります。後日開催通知にて詳細のほうは御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。

その他のその他ですが、委員から何かございますか。よろしいですか。

佐藤委員。

(佐藤重昭委員) 先ほどお話あったとおり、テレビも見ましたけれども、ラジオからツ

イッター、インスタ、フェイスブックと、全部私「いいね」を押していますし、シェアもしていますし、リツイートしています。非常にこの委員会の宣伝を今中心として、大体意見の8割が肯定的ですけれども、2割ぐらいが「こんな税金取られているしな」とか、何でそんなお金取るのかとか、そういう人もあって、ただ本当に初期段階ですけれども、今SNSという意味では若い人に浸透するのでも、テレビ、ラジオ以上にSNSが反応は確かにあるのです。なので、どんどん県のほうでやっていただきたいと思うのですけれども、あと県のほうでちゃんとその問いに対してちょっと答えていただくと大変ありがたいなというふうに思って、最近すごく頑張ってPRしていただいているのは感じておりますので、引き続き頑張ってください。よろしくお願いいたします。

(國崎貴嗣委員長) ありがとうございます。

ほかの委員の方は、よろしいですか。

「なし」の声

(國崎貴嗣委員長) それでは、2時間半と非常に長時間にわたりましたけれども、皆さん本当にお疲れさまでした。

以上をもちまして、議事を終了して事務局にお返ししたいと思います。

3 閉 会

(小川林業振興課振興担当課長) 國崎委員長並びに各委員の皆様、長時間にわたる御審議、大変ありがとうございました。

ここで橋本林務担当技監からお礼の御挨拶を申し上げます。

(橋本林務担当技監) 本日は長時間にわたって御協議いただきまして、大変ありがとうございました。

それから、國崎委員長におかれましては業務の多忙のところ分析報告書を昨年に続いて今年も整理、まとめていただきまして、大変ありがとうございます。

また、今日の委員会におきましては、様々な貴重な意見をいただいたところでございますので、引き続き指摘された意見を踏まえまして対応しながら、この委員会を運営していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、来年度の話になりますけれども、1年前といたしますか、評価委員会のほうからいただいた令和3年度以降のこの県民税の在り方についての意見、提言をいただいたところ、県のほうで御存じのとおり県の方針をつくりまして、これまでやってきまして、まだ内容については予算の公表もまだ行っておりませんが、皆さんからいただいた意見を踏

まえて、そういった予算編成をしているというところがございます。県の公表としては2月の下旬ということで聞いておりますので、その頃には分かると思っておりますけれども、相当分の新規事業が県民税で行われるというような状況になります。それも踏まえまして、今後の評価委員会の在り方とかがあるかと思っておりますけれども、まさに出口のという話も出てきたのもそのとおり我々も入り口だけではなくて、全体的な考え方とかそういったものも評価委員会の方々からいただいてやっていこうという考えがありまして、今回こういった見直しの案を提案して了承していただいたというところがございますので、今年度は3月までありますし、来年度以降また継続するということが決まりましたので、皆さんのほうからいろんな御指導、意見をいただければなと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

今日は、本当にありがとうございました。

(小川林業振興課振興担当課長) 以上をもちまして、令和2年度第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。